

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

○需要者への説明責任を果たした水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営(アセットマネジメント)の検討の必要性

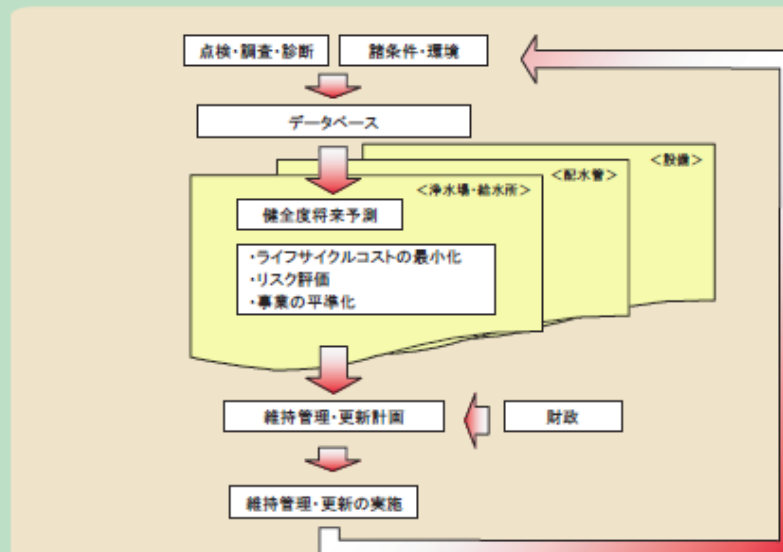
アセットマネジメント施策の展開(施設の計画的な維持管理及び更新)

老朽化した施設を計画的に更新し、施設機能の適切な確保を図る。具体的には、アセットマネジメント※の導入により、水道施設の劣化状況などを定量的に把握・評価し、適正な維持管理及び計画的な更新を実施するとともに、更新工事の平準化を図り、円滑に施設更新を進めていく。

更新に当たっては、新たな技術を導入するなどにより施設機能の高度化を図るとともに、長寿命化にも配慮した施設整備を行う。

- ・老朽化した施設及び管路の計画的な更新
- ・アセットマネジメント手法の導入

●水道施設のアセットマネジメントフロー (イメージ)



→水道施設の健全性の維持や長寿命化、改築・更新費用の最小化や平準化に取り組み、改築・更新時期とその費用の見通しを明らかにした上で改築・更新費用の確保のための水道料金の必要性等について需要者に分かり易く説明していく必要がある。

(出典)

東京水道長期構STEPⅡ

東京都水道局H/Pより転載

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

○内部留保資金の必要性について説明責任を果たす手法(更新財源確保の事例)

東京都水道局

東京都水道局は、大規模な浄水場の更新時期が約20年後に集中するのに備え、2007年度から新たな積立金を創設する方針を決めた。毎年50億円を積み増し、施設更新費の一部として10年間で少なくとも500億円を自己財源として確保する。国に対しては更新事業に対する国庫補助制度の拡充を求めるとともに、資金ストックのためのルールを明確にするように要求する。

同局によると、都内の大規模な浄水場は1960～70年代に整備されたものが大部分を占め、2024年以降に更新需要が集中すると予想されている。積立金は、この更新期を迎える前に約1,200億円を投じて浄水場の代替施設を先行的に整備するため、水道事業の利益の一部を任意積立金として処分。安定給水を確保しながら更新したい考えだ。

一方、現行の国の水道関係補助制度では更新事業は対象とされていないため、拡充するように求める。利益処分による積み立てではなく、基金を造成できるようなルール化も提案し、国の制度が確立した段階で条例を制定、積立金を基金に変更する方針だ。

出典:官庁速報 平成19年1月26日 時事通信社

北九州市

建設改良基金設置条例を制定(H18.9)

水道公論, Vol143, No3, 2007. 3

○北九州市水道事業建設改良基金条例

平成18年9月27日 条例第52号

(設置)

第1条 水道事業に係る施設整備等の建設改良事業に必要な財源を確保することにより、水道事業の健全な運営に資するため、北九州市水道事業建設改良基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て) 第2条 (略)

(管理) 第3条 (略)

(運用益金の処理) 第4条 (略)

(繰替運用) 第5条 (略)。

(処分)

第6条 管理者は、次に掲げる場合に限り、基金を処分することができる。

(1) 水道事業に係る施設整備の経費の財源に充てるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が基金の設置の目的を達成するため必要と認める経費の財源に充てるとき。

(委任) 第7条 (略)

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

出典:北九州市HPより転載

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

○水道事業の実情に応じた最適な運営形態についての検討の必要性

【民間的経営手法の活用に関する主な動き】

- ・ 平成14年12月 総合規制改革会議「第2次答申」
「地方公営企業が経営する水道事業については、可能な場合には地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべき」
- ・ 平成16年6月 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」
「地方公営企業の民営化・民間譲渡・民間委託といった地方行政改革の推進が必要」

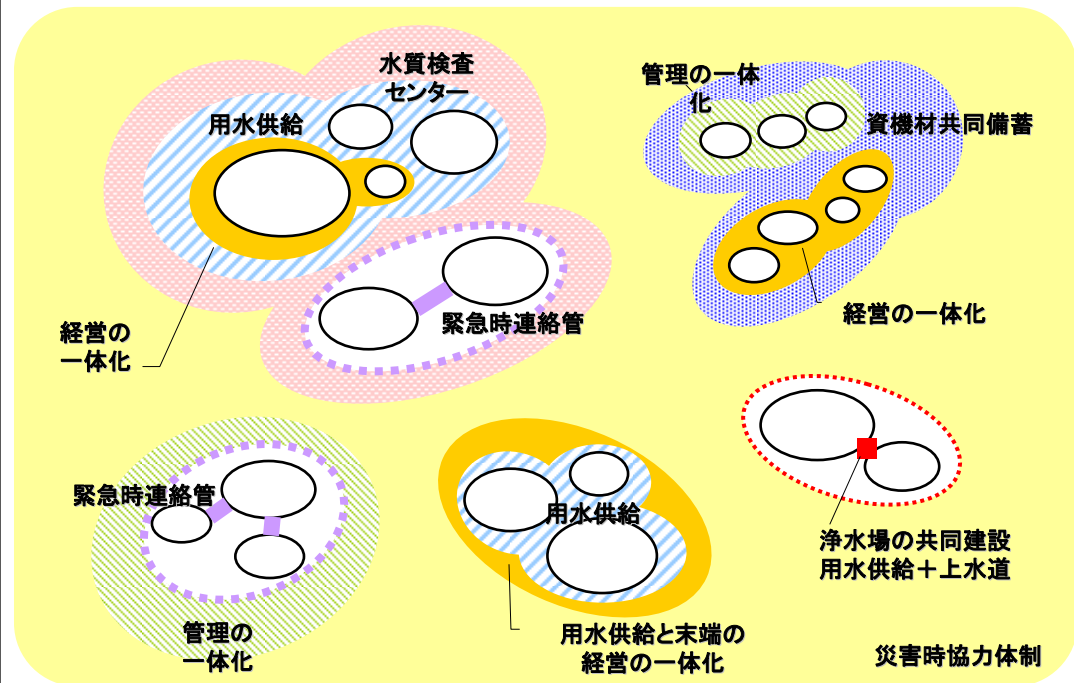
【民間の活力を活用できる新たな経営手法に関する制度改正等】

- ・ 平成11年 PFI法の施行
- ・ 平成14年 水道法の改正による第三者への業務委託の制度化
- ・ 平成15年 地方自治法の改正による公の施設の指定管理者制度の創設
- ・ 平成16年 地方独立行政法人法の施行
- ・ 平成18年 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

等サービス供給手法の多様化が進んでいる状況

- ・ 平成16年 総務省「地方公営企業の経営の総点検について」
「地方公営企業の形態によるサービス供給の必要性があるとしても、民間的経営手法を導入し経営の効率化・活性化を図る余地がないか」について、改めて総点検するよう要請している。

新たな水道広域化の概念図



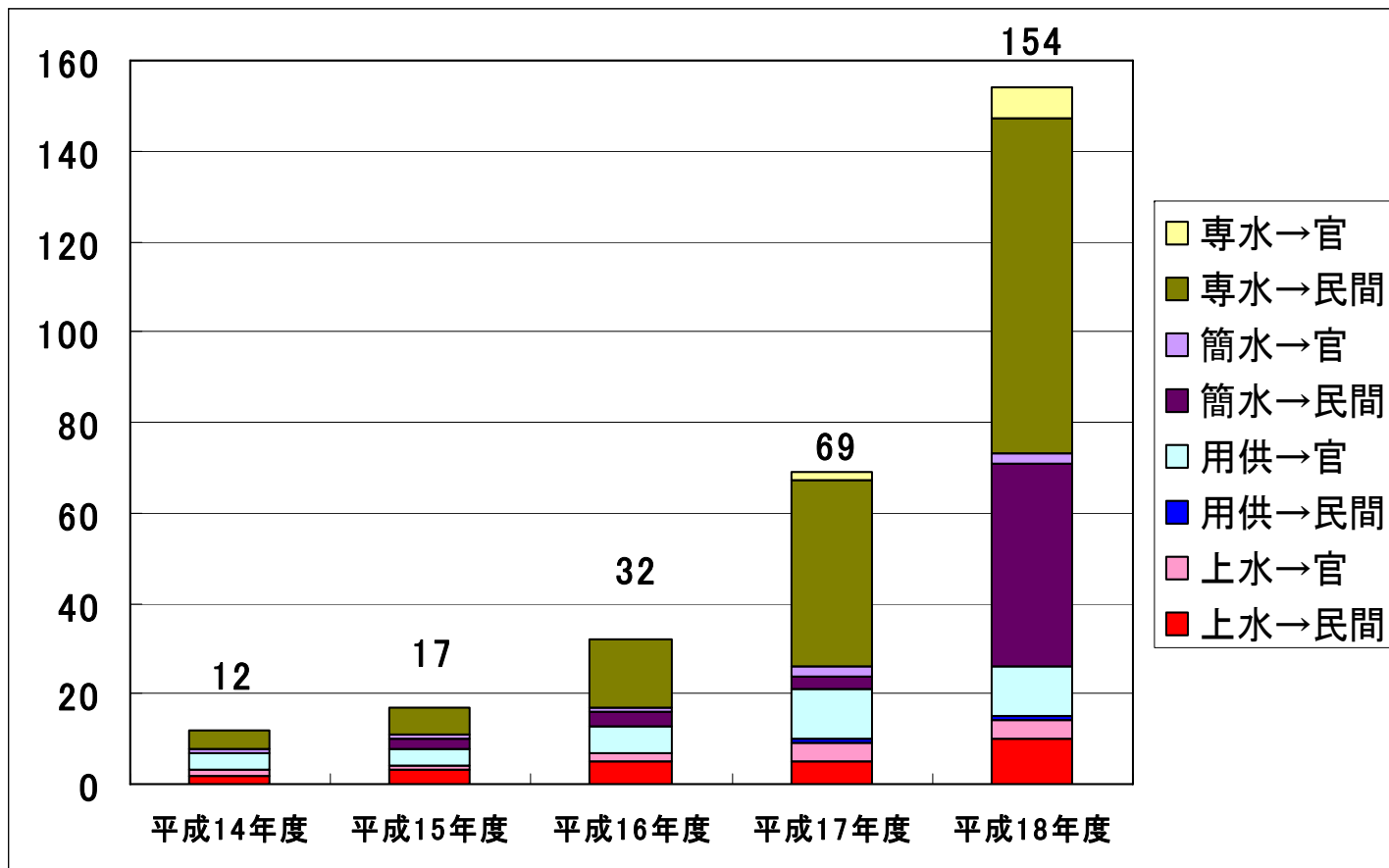
→改築・更新及びその資金確保について検討する際には、新たな広域化についての検討と併せて、水道事業の実情に応じた最適な運営形態についての検討が必要。

水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

第三者委託制度を導入した事業者



水道ビジョンレビュー

2. 水道の現況と将来の見通し

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

○水道文化・水道技術の継承(その1)



東京都水道局研修・開発センター



研修・開発センターの概念

研究開発の方針

研修・開発センターは、水道事業を取り巻く環境の変化、お客さまニーズの多様化を背景に、現場ニーズと将来を見据えた研究開発を行う

局の研究開発業務の総合調整

現場ニーズの的確な把握

効率的・効果的な開発手法の活用

研究開発成果の実用化推進